

知立市立来迎寺小学校

いじめ防止基本方針

平成26年5月1日 初版作成

令和3年4月1日 最終改訂

1 いじめ防止に対する基本理念

いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識に立ち、すべての教職員がいじめの未然防止に取り組むことを通して、すべての児童の「人としての尊厳」が守られ、かつ、充実した学校生活を送ることができるようにしなくてはならない。

いじめの問題への対応は本校における最重要課題の1つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、「いじめは絶対に許されない」という強い共通認識のもと、学校が一丸となって組織的に対応することが重要である。

2 いじめ防止等の対策にかかわる組織と指導体制

(1) 組織設置の目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、及び、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的、かつ、中核的な役割を果たす「いじめ未然防止対策委員会」を置く。

(2) 組織構成員について

いじめ・不登校対策委員（校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、生徒指導主任、学年主任、養護教諭）、教育相談担当、人権教育主任で組織する。

また、必要に応じて、心理学の専門知識を有するスクールカウンセラー（以下SC）や「心の相談員」から助言を得る。

(3) 組織の役割

ア 「来迎寺小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組（RPDCA サイクル）における中核的機能を果たす。

- 毎月開催する「いじめ・不登校対策委員会」に加えて、定期的に開催する学年主任者会、生徒指導部会において児童の状況を報告し合い、情報の共有化を図る。
- 知立市不登校・いじめ未然防止対策協議会作成の「なやみアンケート」や、本校独自の児童向け学校評価アンケート、教育相談を活用して、児童から情報を収集したり、分析したり、改善策の検討をしたりする。
- PTA 役員・実行委員会、民生児童委員会、学校評議員会、個人懇談会、保護者や地域による学校評価アンケート等を活用して、家庭や地域から情報を収集したり、分析したり、改善策の検討をしたりする。

イ 教職員の共通理解と意識啓発に努める。

- 年度当初に、最新の「来迎寺小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- 児童理解をいっそう進めることで、いじめが起こらない学校づくりを推進していくことを確認する。

ウ 児童、保護者、地域に対する情報発信と意識啓発に努める。

- 年度当初に、いじめ防止基本方針について児童やその保護者に説明する機会を設ける。
- 随時、学校だより「くすのきだより」やホームページ、PTA「来迎寺だより」等を通して、いじめ防止に関連する取組状況等を発信し、地域や保護者に啓発する。
- 「来迎寺小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況や達成状況を、学校評価に位置づけて評価し、いじめ防止等の取り組みの改善を図る。

エ いじめにかかわる情報があった場合は、緊急会議を開き、迅速な情報共有、関係児童への事実確認、指導・支援体制、対応方針の決定と保護者との連携を図るなど、組織的な対応を行う。

3 いじめの防止等に関する取組 — 【来迎寺小学校 早期発見・事案対処のマニュアル】

(1) 日常の教育活動において留意すること—未然防止

- ア いじめに対する教職員全員の共通理解を図る校内研修
- イ 道徳教育や人権教育の充実（一斉道徳、人権学習会等）
- ウ 一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりや学級づくり
- エ わかる授業のための教員の力量アップ校内研修の実施
- オ 「いじめは人間として絶対に許されない」という態度や雰囲気づくり
- カ 豊かな心を育てる読書活動の推進と異学年交流の実施（なかよし遊び）
- キ コミュニケーション能力の育成
- ク 児童との相談しやすい信頼関係づくり
- ケ 落ち着いて生活できる学校環境の整備と充実
- コ 学校と家庭・地域との連携

(2) いじめが発生した時に留意すること—早期発見するための手立て

- ア 日々の直接的な児童観察 — 「少しの変化も見逃さない」
- イ 保護者との情報交換（連絡帳・電話・懇談会・家庭訪問等）
- ウ なやみアンケート（6月と10月の年2回 義務教育修了まで保存）、教育相談の実施
- エ 職員間による情報の共有と迅速な連携
- オ SCや心の相談員との連携

(3) いじめが発生した時の迅速かつ慎重な対応

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為（遊びや悪ふざけなど）を発見した場合、その場で行為を止める。児童や保護者からの相談や訴えに対しては、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童、知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、いじめ未然防止対策委員会にて直ちに情報を共有する。その後は、組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実確認を行う。状況に応じて、市教育委員会に報告したり、警察に通報したりするなど関係諸機関との連携を図る。

イ いじめられた児童またはその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の確認を行う際には、「あなたが悪いのではない」ことをきちんと伝え、自尊心を高めるよう留意する。プライバシーには十分留意する。
- ・家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。その際、徹底していじめられた児童を守り通すこと、秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除くようにする。

ウ いじめた児童への指導またはその保護者への助言

- ・いじめた児童に対しても事実確認を行い、いじめの確認がされたら、教職員が連携し、組織的に再発防止措置をとる。いじめは人格を傷つけ、生命、身体などを脅かす行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題にも目を向け、児童の安心安全や健全な人格の発達に配慮する。
- ・事実確認を行った後、迅速に保護者に連絡し、保護者の理解や納得を得た上、連携して対応を行えるように保護者の協力を求め、継続的な助言を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることができなくても、だれかに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担するものであることを理解させる。学級で話し合うなどして、いじめは許されない行為であり、根絶しようとする態度や、集団の雰囲気作りに心がける。

オ 指導記録の作成、保存

- ・児童からの聴取や保護者の相談内容については、該当教職員が記録として残し、いじめ未然防止対策委員会において共有できるようにする。

(4) ネットいじめへの対応

- ア 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上
- イ 保護者への啓発と家庭・地域との連携
- ウ 日頃からの警察等、関係機関との情報共有と有事の際の迅速な連絡・相談

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、もしくは、生じる疑い
(児童が自殺を企図した場合等)
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた、もしくは、される疑い

(2) 重大事態が発生した場合

「重大事態の対応フローチャート」に基づいて対応する。具体的には、知立市教育委員会を通して市長に報告するとともに、知立市※₁および本校の下に組織を設け、適切な方法により当該重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査を実施する。そして、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報について適切に情報提供するとともに、児童と保護者の心のケアについては関係機関と連携をとりながら対応する。

※₁ 総合教育会議（市長）

知立市いじめ問題対策委員会（教育委員会）

知立市子どもの権利擁護委員会（子ども課）

（ ）は会議や委員会を主催する者 または組織

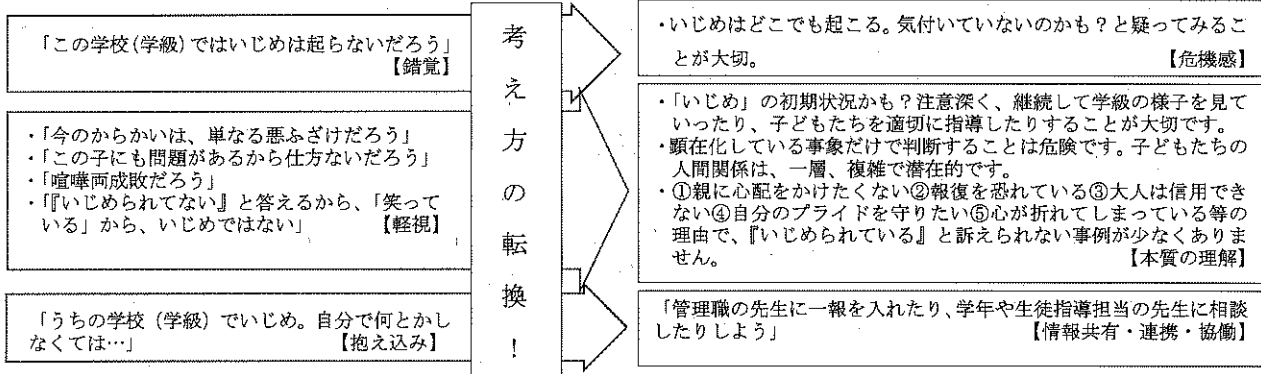
いじめ対策ナビ

第一の備えは、未然防止。それでも100%は防げない。第二の備えは早期認識と迅速な報告。
第三の備えは適切かつ組織的な対応。三段階の備えをもって、重大事案をシャットアウト！

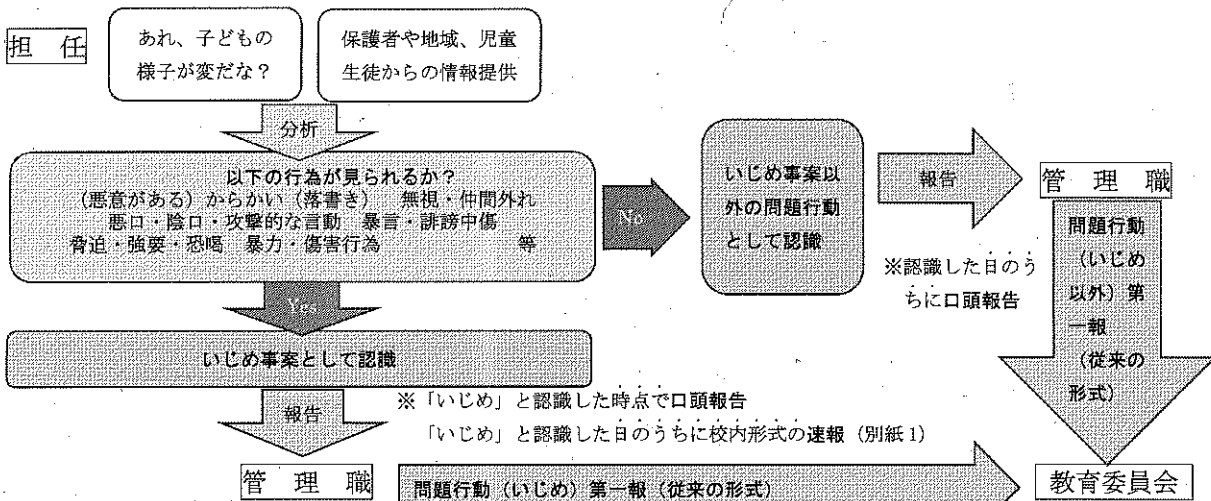
いじめの定義（平成25年度～）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

1 「いじめ」は社会や人間関係に生じる超危険な病～迅速かつ適切に対応するために～

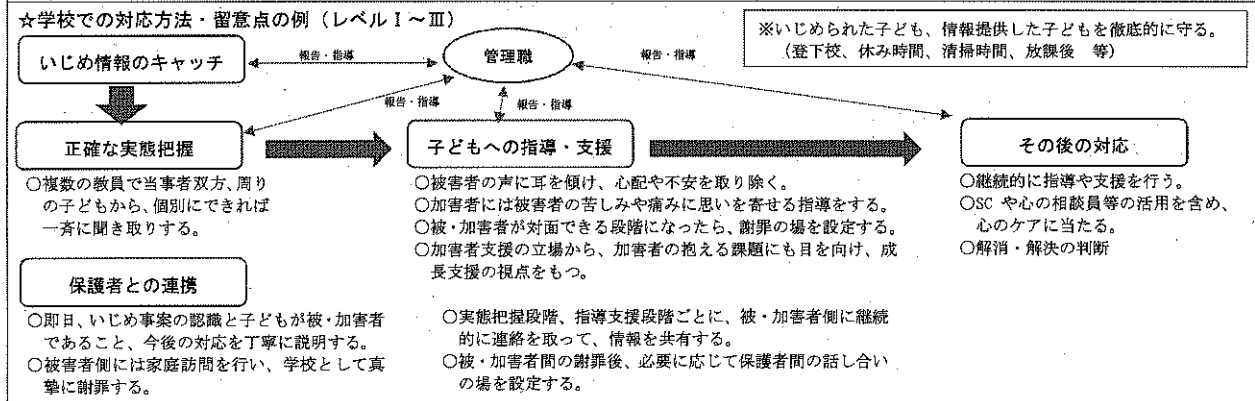


2 「いじめ」が起きたら、どう動けばいいの？～対応フローチャート～

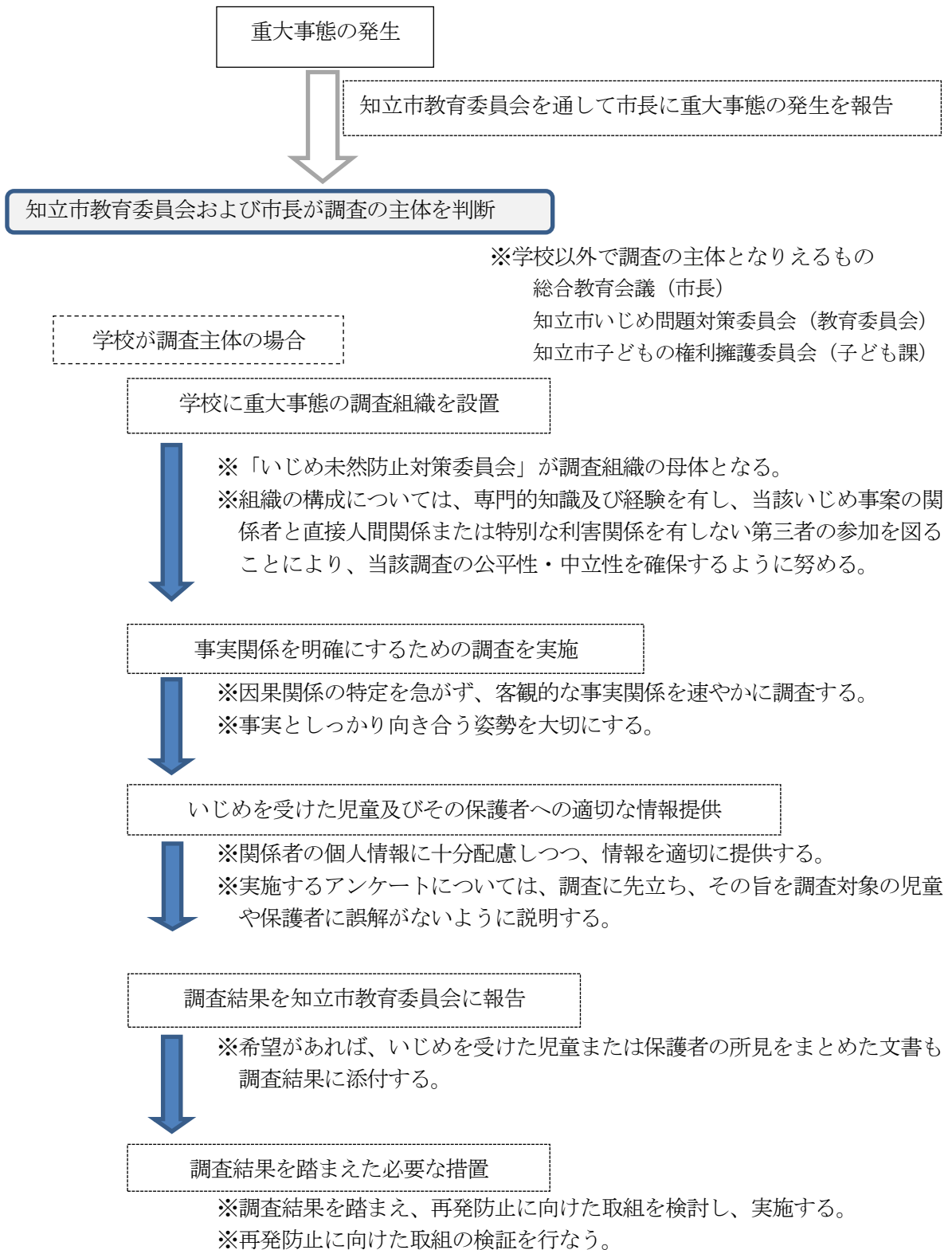


① いじめのレベルの分析 ※文科省や各都道府県教育委員会から出ているいじめに関するものを参考にしてみました。

レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ	レベルⅤ
○悪意があるからかい(個人的) ○無視(個人的) ○攻撃的な言動(個人的)	○陰口、軽度の暴言 ○仲間外れ ○攻撃的な行動	○暴言・誹謗中傷 ・「死ぬ」「クザイ」「きらい」等 ○軽度の脅迫・強要 ○軽度の暴力	○重度の脅迫・強要・恐喝 ・金品の要求 ・屈辱的な行為の強要等 ○重度の暴力・傷害	レベルⅤを超える行為
② ①を受けて、対応者(担任と管理職はどのレベルにおいても)の決定と、対応方法・留意点の指示(例)学校が対応の主体			教育委員会が対応の主体	警察・福祉機関が対応の主体
学年	レベルⅠ+生徒指導担当	全教職員	生命や心身の安全が著しく脅かされるなど、学校単独での解決が困難な事案であり、加害行為が刑法法規に抵触する場合が多い。	



【 来 迎 寺 小 学 校 重 大 事 態 の 対 応 フ ロ ー チャ ー ト 】



★移動した行事

===== 新型コロナウイルスにかかわる中止

————— 新型コロナウイルスにかかわる延期

【令和2年度 来迎寺小学校 いじめ防止プログラム】

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○「1年生を迎える会」	○PTA総会、学級懇談会での絆ネット・学校HPでの「来迎寺小学校いじめ防止基本方針」の説明	
5月			○ハイパーQU（2～6年）	○学校評議員への教育活動の説明・授業の公開	
6月				○「なやみ（いじめ）アンケート」 ○教育相談週間	○授業参観
7月			○いじめ・人権に関わる道徳授業の実施		○個人懇談会
8月			○中間評価→検証 ○現職教育（ケーススタディ）		
9月			○保健指導、命の教育（4年）	○身体測定	
10月			○福祉実践教（4～6年） ○ハイパーQU（1年生） ★くすのきふれあい運動会	○「なやみ（いじめ）アンケート」 ○教育相談週間	
11月					
12月			○人権週間（講話） ○人権に関わる道徳授業 ○5年人権学習会 ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月			○情報モラル指導（ネットモラル）	○身体測定	
2月			○自己評価		○学校評議員への教育活動の説明・授業の公開 ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
3月			○感謝の会 ○6年生を送る会		
通年		○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCや心の相談員による個別相談		

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。